

介護保険住宅改修マニュアル

ケアマネジャー・施工業者用

令和8年1月

新居浜市 介護福祉課

目次

1. 住宅改修をする前に	1
2. 住宅改修の種類	2
3. 事前申請について	6
4. 事後申請について	9
5. 住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱いについて	10
6. 住宅改修 QA	10
7. 申請書記入例	12

1. 住宅改修をする前に

大がかりな工事をしなくても、介護保険を使って福祉用具をレンタル、購入することで解決できることはありませんか？まず初めに、福祉用具の利用、居室や生活動線の変更、荷物を移動し環境改善する等の検討を行った上で、住宅改修の方が適当と思われる身体状況や介護状況、住宅状況がある場合に住宅改修を行ってください。

〈例〉

改善したいこと	福祉用具の検討	その他手段や住宅改修の検討
トイレが和式便器で立ち座りが困難なので洋式便器に取り替えたい。	腰掛便座を使用することで、洋式便器のように腰掛けて排泄することができる。	体幹が不安定で、腰掛便座では転倒する可能性があるため、洋式便器に替えたい。
支えがないとトイレに1人で行けない。 家族に迷惑をかけたくないので、手すりを付けて段差を解消したい。	ポータブルトイレを使用することで、介助者の負担やトイレまでの移動の負担を軽減できる。	ポータブルトイレを購入しなくても手すりがあれば自立してトイレで排泄ができる。
浴槽に入りたいけれど、出入りするの怖いので手すりを付けたい。	浴槽用手すり、浴槽台、浴槽内すのこを使用することで浴槽の出入りの不安を解決できる。	浴槽手すりや浴槽台を付けても浴槽を跨げないので、浴槽縁を低くする段差解消をしたい。
浴室に段差があるので、かさ上げ工事をして、段差をなくしたい。	浴槽内すのこを使用することで、安価に段差解消ができる。	住宅改修と福祉用具を併用して、生活を自立させたい。困っていることが解決できそうな福祉用具がない。

2. 住宅改修の種類

手すりの取り付け

○ 対象となるもの	×対象外となるもの
<ul style="list-style-type: none">・居室内の手すり （居間、トイレ、浴室、玄関、廊下、階段等）・敷地内の手すり （玄関ポーチ、門扉、駐車場までの通路等）・手すりの付け替え、移設 （身体状況に合っていない、現在の場所で使用しなくなり別の場所で再利用する場合）	<ul style="list-style-type: none">・福祉用具貸与の対象となる手すり・敷地外の手すり・手すりの機能外の付加部分 （スライドバー付きシャワーフックのシャワーフック部分等）・固定されていない家具への手すりの設置・既存手すりの老朽化、汚損による取替

【付帯工事】

手すりの取付けのための壁の下地補強

●両手すりの設置について

基本は片側への設置を想定していますが、利用者の身体状況等の理由があれば、両側への設置も対象となる場合があります。その旨理由書に記載してください。

●跳ね上げ、着脱式の手すりの設置について

取り付け位置の環境条件から、やむを得ず可動の必要があり、利用者自身が跳ね上げ又は着脱式であると認識できる場合には、これらの手すりの設置も対象となります。原則手すりは両側固定されるものが安全と考えるため、跳ね上げ式の手すりを希望する場合にはその必要性を勘案し、適否を判断することになります。

●付加機能付きの手すりの設置について

ペーパーホルダー付き手すり、スライドバー付き手すりなど、介護保険給付対象外の部分が含まれた製品を設置する場合は、見積書作成時に対象部分と対象外部分の費用を按分する必要があります。按分できない場合は支給対象外となります。

●階段への手すりの設置について

2階建て家屋で、2階に上がる為の手すり取り付け工事は、2階に上がる為の理由、頻度によれば、対象となる場合があります。理由書にその旨記載してください。

●固定されていない家具への手すりの設置について

作り付けの靴箱等固定されていない家具への手すりの取り付けは、安全性が確認でき、固定されていれば支給対象となります。家具等に手すりを設置する際は、理由書に固定されていることを記載の上、安全面にも問題がないことを詳しく記載してください。

段差の解消

○対象となるもの	×対象外となるもの
<ul style="list-style-type: none"> 敷居の撤去 敷石をコンクリートスロープにする工事 居室、廊下、浴室の床のかさ上げ スロープ・踏み台を固定・設置する工事 浴槽をまたぎやすい浅いものに取り換える工事 階段の勾配を緩やかにする工事 通路等の傾斜・段差を解消する工事 	<ul style="list-style-type: none"> スロープや踏み台を固定せずにおくだけの工事 昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工事 掘りごたつや床下収納を塞ぐ工事 浴槽を広くする目的での浴槽の取替え 破損や老朽化による段差の修繕 浴室の工事で対象外となるもの（給湯器、風呂釜、水栓金具、スライドバー付きシャワーフックの取付け）

【付帯工事】

- 浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事
- スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- 敷居の撤去等を行った際の既存扉の加工工事

●居室や廊下の床のかさ上げについて

敷居撤去やスロープの設置等で対応できない場合に限り、給付対象となります。床のかさ上げについては、老朽化がないか事前に訪問し確認させていただきます。

●掃き出し窓等にスロープを設置する工事について

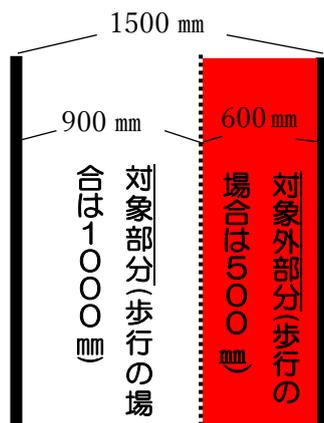
理由によっては、対象となる場合があります（車いす生活のため、玄関から出入りできない、日常的に洗濯物を干している等）。ただし、必要以上の幅員があると判断した場合は、必要部分を按分して支給対象とします。

●必要以上の幅員における段差解消について

踏み台や通路において通行に必要な幅員のみを面積按分し、支給対象とします。

目安として、単独歩行で1000mm、車いすで900mm程度を認めています。これらの幅員を超過して改修する場合、超過分の幅を面積按分し、超過分を除く通行幅を支給対象とします。なお、歩行を想定したスロープ又は通路に、併せて手すりを設置する場合においても、手すり設置部分の幅も含めて、1000mmまで支給対象となります。（車いすでの通行において、スロープ又は通路に手すりを設置することは想定できないことから、併せて手すりも設置する場合、手すりの設置は支給対象外となります。）

【対象とする幅員を超過して設置する場合】



対象幅員は車いすで900mm、歩行(杖、歩行器も含む)で1000mmです。見積書作成の際は、工事全体の費用と対象幅員分の費用がそれぞれ確認できるように作成をお願いします。なお、諸経費、施工費、消費税についても面積等の比率で按分してください。

滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

○対象となるもの	×対象外となるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・畳から板製床材、ビニール製床材等への変更 ・浴室床材を滑りにくい床材に変更 ・屋外通路を滑りにくい舗装材に変更 ・階段への滑り止め材の固定設置 ・滑り止め材の塗布 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化及び破損による床材の張り替え ・同じ材質への床材の張り替え（木製板材から木製板材等） ・転倒時のけが防止を理由とする柔らかい床材への変更 ・浴室用滑り止めマットの設置 ・取り外すことを前提として簡易に設置するもの ・通路の新設に該当する工事

【付帯工事】

床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の変更の為に路盤整備

引き戸等への扉の取替え

○対象となるもの	×対象外となるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・開き戸から、引き戸、折戸、アコーディオンカーテンへの取替え ・ドアノブの変更（レバー式等に変更） ・戸車、レールの設置、取替え ・開き戸の左右変更や押す、引くの変更 ・扉の撤去 ・扉の新設（扉位置の変更等に比べ、費用が低額に抑えられる場合に限る） ・引き戸から引き戸への変更（重くて開けられない等の理由がある場合等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化によるレール、戸車、雨戸等の取替え ・直接本人が使用しない扉 ・引き戸等の新設 ・破損によるけがを防ぐための扉ガラス部分の材質変更 ・万が一に備えて開き戸を折戸に取替え（単に利便性、緊急時のためだけという理由では対象外） ・間口の拡大 ・雨戸の取替え

【付帯工事】

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

●開き戸を折り戸に取り替える場合について

身体状況の変化が理由で開閉が容易でないという理由があれば対象となります。洗い場が狭く、福祉用具が置けないという理由では対象となりません。

●明かりを取るための扉の変更について

明るさの確保については、扉の利用に支障が生じているわけではないため、支給対象となりません。

●既存の扉をカーテンに取替える場合について

カーテンは簡単に取り外しが可能なため対象外となります。ただし、扉枠の撤去とカーテンレールの取付け工事については、交換に伴う付帯工事として対象となります。なお、アコーディオンカーテンの場合は、アコーディオンカーテンそのものも支給対象となります。

洋式便器等への便器の取替え

○給付対象となるもの	×給付対象外となるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・和式便器から洋式便器（一体型として洗浄機能等が付加されたものを含む）への取替え ・便器の取替えに伴う壁の解体、床の修復工事 ・既存の便器の位置や向きの変更 ・便器取替えに伴う撤去費用及び処分費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・洋式便器の便座を洗浄機能や暖房機能等が付加された便座へ取替え ・水洗化または簡易水洗化にかかる費用 ・洗浄便座設置に伴う給排水、電気工事 ・既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置

【付帯工事】

- ・便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）
 - ・便器の取替えに伴う床材の変更
- 和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取り替えは住宅改修の支給対象となるか。
新居浜市では、洗浄機能等が付加された便座を選択する場合、洗浄機能等設置に伴う工事は対象外として
います。ただし、一体型の洋式便器については、洗浄機能が付加されたものでも対象となります。
- 屋外にあるトイレ(和式)を利用しているが、立ち上がりが困難であるために洋式トイレに改修する場合、
屋外工事は支給対象になるか。
屋外トイレを通常利用していれば、支給対象になります。
- 非水洗便器から水洗便器に取替えの際、給排水管を取り付ける工事は付帯工事となるか。
便器の取り替えの際の給排水工事のうち、水洗化や簡易水洗化に係る工事は付帯工事の対象外となりま
す。
- 洋式便器から洋式便器への変更（便座の高さ変更等）については、対象となりますか。
高さの変更など、合理的な理由がある場合は対象とします。ただし、古くなったから取替えたいなどの理
由では対象外となります。

3. 事前申請について

事前申請受付後、提出された書類を確認し、1週間程度で、担当するケアマネジャーへ電話にて不備及び着工可否の連絡をさせていただきます。その後、ケアマネジャー宛へ事前申請確認結果通知を発行いたします。電話連絡後、事前申請確認結果通知が届くまでの間に着工いただいてもかまいません。

また、床のかさ上げについては、老朽化のための工事ではないかの確認のため、現地調査を行います。申請には余裕を持ち、計画的に行っていただくようお願いいたします。

事前申請に必要な書類

- ①介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書
- ②住宅改修が必要な理由書
- ③賃貸承諾書（※賃貸の場合のみ必要です）
- ④市営住宅許可書（※市営住宅の場合のみ必要です）
- ⑤見積書
- ⑥平面図
- ⑦改修前の写真（日付入り）
- ⑧マイナンバーカードまたは通知カードの写し
- ⑨請求書（市の様式）

申請書類の注意事項

①介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書	<ul style="list-style-type: none">・被保険者と住宅所有者が異なる場合、住宅所有者の承諾の欄を、住宅所有者が記載してください。（賃貸住宅の場合は、賃貸承諾書が必要です）・基本的に申請者と口座名義人は同一者ですが、異なる場合は委任状が必要です。・日付を記載してください。（申請者欄の日付は、市役所に書類を提出する日を記載してください）・コピーではなく、必ず直筆のものを提出してください。（鉛筆、フリクションペン不可）
②理由書	<ul style="list-style-type: none">・改修箇所の記載をする際には、付番などにより、改修箇所を明確化してください。・出入口（玄関、勝手口、掃き出し窓等）の改修の場合は、<u>外出理由を記載してください。（庭の手入れや散歩は住宅改修の対象となりません）</u>・理由は、まとめて記載するのではなく、箇所ごとに記載してください。・理由が洗濯の場合は、洗濯場の場所がわかるよう理由書または平面図に記載してください。・業者選定の経緯を理由書に記載してください。（担当するケアマネジャー等は、複数の住宅改修の事業者から見積りを取るよう、利用者に対して説明しなければなりません）

③賃貸承諾書 (※賃貸の場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋借受人については、賃貸借契約を結ばれている方が家族の場合は、その方の名前を記入してください。 ・住宅改修の概要には、介護保険で行う工事について、すべて記入してください。
④市営住宅許可書 (※市営住宅に住んでいる場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅に住んでいる場合に必要です。 ・許可書に関しては、「新居浜市市営住宅管理グループ」にお問い合わせください。
⑤見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名は被保険者本人としてください。 ・製品の型番等を記載してください。(記載できない場合は、カタログのコピーを添付してください) ・支給対象外の工事も併せて行った場合、全体の費用と支給対象分の費用が分かるように記載してください。 ・住宅改修の項目ごとに、材料費と施工費を分けて記載してください。(工事一式は不可) ・社名等の記入および社印を押印してください。
⑥平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・場所の名称を記載してください。(引き戸・開き戸の箇所や向き、寝室・居間等の各部屋の種類等) ・改修箇所や位置が分かるように図示してください。 ・日常生活上の動線がわかるように、改修する階全体の平面図(居室、トイレ、浴室等が分かる平面図)の提出をお願いします。屋外の場合は洗濯物干しや駐車場などを記載すると動線がわかりやすくなります。
⑦改修前の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・カラー写真としてください。 ・マジック等で線を引く、取付位置にテープを貼って写真を撮る等、完成後の状態がわかるようにしてください。 ・撮影した日付が入っているか確認してください。(カメラのデート機能や日付入り黒板等) ・段差解消については、段差ヘメジャーを当てるなどして、高さがわかるように撮影してください。
⑧マイナンバーカードまたは通知カードの写し	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー記載の省略が可能であり、写しの添付も不要です。しかし、本人や家族等がマイナンバーカードとコピーを用意している際には、マイナンバーを記載しコピーを添付してください。
⑨請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>日付、金額は空欄としてください。</u> ・<u>訂正印は使用できません。誤記した際は新しいもの</u>に書き直してください。

ユニットバス工事の申請時に別途必要な書類

打ち合わせシート	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーが発行している見積書です。 ・宛名は被保険者のフルネームで発行してください。 ・会社名、社印を入れてください。
仕様書	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットバスの寸法が記載されている図面です。
カタログ	<ul style="list-style-type: none"> ・該当のユニットバスが記載されたページのコピーを添付してください。
価格振り分け表	以下参照

価格振り分け表（例）

	ユニットバス各部	扉	床	浴槽	手すり	壁	天井	器具	その他
	支給対象/対象外	対象	対象	対象	対象	対象外	対象外	対象外	対象外
按分率	100%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%
価格	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- ・介護保険住宅改修費の支給対象は、厚生労働大臣が定める 6 種類であり、ユニットバス工事自体は認められていません。しかし、対象工事が適切に按分されていれば支給対象となります。上記の例を参考に、各ユニットバスメーカーからの価格振り分け表を必ず添付してください。
- ・按分の計算のベースとなる見積金額は、実際の販売価格としてください。

その他留意点

●工事内容の変更について

着工許可が下りた後、工事内容や金額を変更することは、原則認められません。しかし、やむを得ない理由があり、軽微な変更(部品の変更、手すりの設置個所及び向きの変更等)がある場合、着工前に、ケアマネジャーが、市に連絡することで認められる場合があります。変更によって見積金額が変わらない場合でも連絡いただきます。事前連絡なく、事後申請時の写真や金額内容に相違がある場合、住宅改修費の支給はできません。

●入院中の住宅改修について

退院・退所の予定が決まっており、住宅改修を行わなければ在宅生活に支障があると判断できる場合は、入院・入所中においても事前申請、着工が可能です。ただし、退院・退所しないこととなった場合は、住宅改修費の支給を受けることができません。

●改修中に被保険者が死亡した場合

被保険者が、工事中に死亡した場合は、死亡時に完成している部分までは、介護保険の給付対象として申請できます。

4. 事後申請について

事後申請に必要な書類

- ①領収書
- ②工事内訳書（※事前申請時より内容の変更があった場合必要です）
- ③改修後の写真（日付入り）

申請時の注意事項

①領収書	<ul style="list-style-type: none">・宛名は被保険者本人としてください。・税抜き価格で5万円以上の領収書にはその価格に応じた収入印紙を貼付してください。・但し書きを記載してください。 <p>例：償還払『介護保険住宅改修費として〇〇円上記正に領収しました。』 受領委任払『ただし、介護保険住宅改修費の利用者負担額として（介護保険対象額〇〇円のうち利用者自己負担額〇〇円）上記正に領収しました。』</p> <ul style="list-style-type: none">・レシートは不可です。感熱紙は経年劣化で文字が消えるため、印字が消えない形式の「領収書」をご提出ください。・対象と対象外の金額がある場合、見積書の記載内容と整合性が取れるように発行してください。記載方法は以下の2パターンとなります。 <p>①見積書を「全体（合算）」の金額で出している場合 →見積書で対象、対象外の確認がとれるため、全体の金額で発行して差し支えありません。（分かれていても可）</p> <p>②見積書を対象のみの金額で出している場合 →領収書も対象分のみの金額で発行してください。</p>
②工事内訳書	<ul style="list-style-type: none">・改修内容の変更がない場合、提出の必要はありません。・工事を行った箇所、内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分し記載してください。
③改修後の写真	<ul style="list-style-type: none">・カラー写真としてください。・改修状況が明確にわかるように撮影してください。・撮影した日付が入っているか確認してください。（カメラのデート機能や日付入り黒板等）・踏み台やスロープの設置は、固定されたことが分かる写真が必要です。

その他留意点

- ・事後申請提出時、工事の着工日及び完成日をお知らせください（内訳書や写真等の書類に記載でも可）。
- ・事後申請の届出期限は、改修工事施工業者が施工費を領収した日から2年間です。
- ・支給日については、20日までに事後申請書類の提出があれば、翌月20日払いとなります。

5. 住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱いについて

以下の場合には、改めて支給限度基準額が20万円となります。

- ①初回の住宅改修着工日と比べて、要介護状態区分が3段階以上上がった場合
- ②転居により住民票上の住所に変更があった場合

要介護状態区分が3段階以上上がった場合

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要支援 1	要介護 3・要介護 4・要介護 5
要支援 2・要介護 1	要介護 4・要介護 5
要介護 2	要介護 5

- ・ 3段階リセットが適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は20万円となります。支給限度額管理はリセット後のみで行われます。
- ・ 3段階リセットの適用は、一の被保険者につき1回のみです。

6. 住宅改修 QA

Q 要介護認定を夫婦で受けていて、住宅改修を実施する場合、夫の支給額で工事費用が賅えない分を妻の申請で賅うことは可能か。

A 住宅改修は、「申請者の身体の状況に合わせた適切な工事内容である」ことが支給要件であるため、支給額で足りない工事費をもう一人の支給額で賅うような申請はできません。ただし、夫婦で同じような身体状態で住宅改修を申請する場合、工事を按分して申請することは可能です。

Q 敷地内に、母屋と離れがあり、被保険者は母屋に居住している。次のような場合、どこまで給付対象になるか。

- ①母屋と離れの導線に手すりを設置する。
- ②母屋にもトイレがあるが、和式であるため、離れの洋式トイレを使用している。離れのトイレに手すりを設置する。

A ①母屋から離れに行く理由があれば給付対象となります。
②離れの洋式トイレを日常的に使用している場合は、給付対象となります。

Q 店舗兼居宅であり、仕事のために店舗への出入り口に手すりを付けることは可能か。

A 給付対象外です。居住スペースのみ対象となります。

Q 各階にトイレがあり、各階のトイレに手すりを設置したい。

A 主に使用するトイレが対象となります。生活動線が各階にある場合は給付対象となるが、主な日常生活が1階で完結している場合等は対象となりません。

Q 現在施設に入所中だが時々自宅に帰る。住所はその自宅に置いているが住宅改修の対象になるのか。

A 住宅改修が行えるのは、日常的に居住している住居において行えるものであるため、今回のように一時的に帰宅する住居の場合、自宅に住所を置いたとしても現に居住する住宅ではないことから支給対象外になります。

Q 手すりを設置する際、壁の強度が弱く、壁全体を補強する工事は保険給付の対象となるか。

A 付帯工事として認められるのは、手すり取り付けのための壁の下地補強のみです。壁全体の補強や壁を新設することは、保険給付の対象外です。

Q 家族が住宅改修工事をした場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。

A 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合、一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外です。

Q 住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。

A 竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となります。

●厚生労働省の介護サービス関係Q&AのURLを以下に掲載します。ご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

7. 申請書の記入例

・介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書

第12号様式（第12条関係）

中

介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書

被 保 険 者	被保険者番号	0000111111	住 宅 所 有 者 の 承 諾 書 （ 私 が 所 有 す る 左 記 住 所 の 建 物 に 対 し て、 左 記 被 保 険 者 が 介 護 保 険 の 住 宅 改 修 を す る こ と を、 承 諾 い た し ま す。 令和〇〇年〇月〇日 住所 新居浜市××町△丁目△番△号 氏名 新居浜 次郎 被保険者との関係（ 長男 ） 妻 丁 日、令和 年 月 日
	個人番号	123456789101	
	フリガナ	ニイハマ タロウ	
	氏名	新居浜 太郎	
住 所	住所	新居浜市、 〇〇町△丁目△番△号、 電話番号 △△-△△△△	
	（宛先）新居浜市長 健康福祉課 介護（予防）住宅改修費の支給を 担当する係長	住所 新居浜市〇〇町△丁目△番△号、 氏名 新居浜 太郎	
市役所に書類を提出する日付 を記入ください。 令和 〇 年 〇 月 〇 日			工 事 種 別 工 事 箇 所
住宅改修を行う住所を記入してください。 住民票の住所である必要があります。			
所有者がご家族さん等で賃貸契約を結ばれて いない場合にご記入ください。賃貸借契約を 結ばれている場合は別紙記載をお願いします。			手すり 浴室 廊下
被保険者の自署			

口 座 振 込 依 頼 欄	居宅介護（予防）住宅改修費を次の口座に振り込んでください。							種 目 ① 普通 2 当座	市 記 入 欄 ① a>c の場合 D=c ② a<c の場合 D=a			
	金融機関コード	1	2	3	4	5	6			7	保険給付対象費用額 (最高で20万円)	円
	店舗コード	新居浜 農協 金庫	新居浜 本店 出張所							a 上記対象費用×	円	
	口座番号	1	2	3	4	5	6			7	b 過半の対象費用額計	円
フリガナ	ニイハマ ハナコ							c (20万円-b)×	円			
口座名義人	新居浜 花子							D 支給決定額	円			

注意
1 領収書及び介護支援専門員等が作成した申請書に添付してください。
2 住宅が賃貸の場合は、賃貸用の承認書も添付してください。
3 口座名義人が被保険者以外の場合に
ご記入ください。

委 任 状		令和 〇 年 〇 月 〇 日
（宛先）新居浜市長 私が新居浜市から （予防）住宅改修費の受領に関する権限を次の者に委任します。		被保険者の自署
委任者（被保険者） 住所 新居浜市〇〇町△丁目△番△号 氏名 新居浜 太郎	受任者（口座名義人） 住所 新居浜市〇〇町△丁目△番△号 氏名 新居浜 花子	

受 付	個人番号確認	支給方法
	1 通知カード又はその写し 2 個人番号カード又はその写し 3 その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 償還払い <input type="checkbox"/> 受領委任払い

会社の場合は代表者氏名
もご記入ください。

・住宅改修が必要な理由書

入院や入所中には退院、退所予定をわかる範囲で記入ください。また、記入していても、退院後に改めて退院日をお知らせください。

住宅改修が必要な理由書 令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇 氏名 〇〇〇

退院(退所)日 令和 7年 8月 10日

<総合的状況>(利用者の身体状況・介護者の状況・改修することによる効果)

長男と二人暮らし。次男は平日勤務のため、不在しており、勤務日以外もほとんど不在である。令和7年7月に自宅内玄関で転倒。緊急搬送され、腰椎圧迫骨折と診断をうけて入院治療中。歩行とはじめとする日常動作が不安定になり、転倒のリスクが高くなった。玄関の上り框に段差があり、段差の上り下がりの時に足がひっかかり、足元が不安定になり、つかまるものがないため、転倒や怪我の危険性がある。また、洗濯のために勝手口を利用するが、段差があり玄関と同じく転倒の危険性がある。合い見積もりは家族が〇〇事業所を希望したため、〇〇事業所に依頼した。そのため、合い見積もりはとっていない。

<具体的状況>

具体的な困難状況	改修目的・期待効果	工事種類	工事箇所
玄関の上り框に段差があり、段差の上り下がりの時に足がひっかかり、足元が不安定になり、つかまるものがないため、転倒や怪我の危険性がある。	①L字てすりを取り付けることで、 <u>デイスービス</u> や <u>買い物</u> での外出の際に手すりをしっかり握って立位を保ち、体勢を整えることができる。	<input checked="" type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 段差解消 <input type="checkbox"/> 床材の変更 <input type="checkbox"/> 扉の取替え <input type="checkbox"/> 便器の取替え <input type="checkbox"/> 上記に付帯する工事	<input checked="" type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> その他()
自分で洗濯をおこなっている。 <u>洗濯機と物干し竿が屋外にあるため勝手口から出入りをおこなう</u> 。段差があり、段差の上り下がりの時に足がひっかかり、転倒や怪我の危険性がある。	②てすりを取り付けることで、洗濯の際にてすりをしっかり握って段差を昇降でき、自分で洗濯を行うことができる。 <u>洗濯機や物干し竿は勝手口を出てすぐ右にある。</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 段差解消 <input type="checkbox"/> 床材の変更 <input type="checkbox"/> 扉の取替え <input type="checkbox"/> 便器の取替え <input type="checkbox"/> 上記に付帯する工事	<input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 居室 <input checked="" type="checkbox"/> その他(勝手口)
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;"> 玄関、勝手口に手すりを設置する場合、その扉からの出入りが必要となる理由を記載して下さい。理由が洗濯の場合、物干し竿の位置がわかるように理由書か平面図に記載をお願いします。 </div>		<input type="checkbox"/> 手すり <input checked="" type="checkbox"/> 段差解消	<input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 廊下
玄関の上り框の段差が30cmと高く、段差の上り下がりの時に足がひっかかり、足元が不安定になり転倒の危険性がある。	上り框に適切な高さの踏み台を設置することで安全かつ、安定して昇降できるようになり、買い物やデイスービスに安全に行くことができる。	<input type="checkbox"/> 手すり <input checked="" type="checkbox"/> 段差解消 <input type="checkbox"/> 床材の変更 <input type="checkbox"/> 扉の取替え <input type="checkbox"/> 便器の取替え <input type="checkbox"/> 上記に付帯する工事	<input checked="" type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> その他()
<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;"> 段差解消の必要がある場合にはメジャーを段差にあてた日付入りの写真を添付してください。 </div>			

・賃貸承諾書

（賃貸用）

被保険者と改修を行った住宅の所有者が異なる場合のみ、提出ください。

住宅改修承諾書

〇〇年〇月〇日

（被保険者氏名）

新居浜 太郎 様

住宅の所有者又は管理者

住所 新居浜市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 愛媛 次郎

わたしの所有する家屋について、下記のとおり改修することを承諾いたします。

家屋借受人 新居浜 花子

家屋所在地 新居浜市〇〇町△丁目△番△

賃貸借契約を結ばれている方がご家族さんの場合はその方のお名前をご記入ください。

	工事箇所	内容
住宅改修の概要	浴室	手すり工事
	玄関	段差解消

介護保険で行う工事についてすべてご記入ください。

・見積書

【内訳書記入例】

年 月 日

宛名は被保険者のフルネーム

住宅改修見積書

社印押印

被保険者名 ** *様
住所 ●●市●●町2-2

施工業者住所 ●●市●●町1-1
 施工業者名 (株)新居浜介護住宅
 代表者名 代表取締役 新居浜 太郎
 電話番号 ○○-△△△△
 担当者氏名 新居浜 花子

印

材料の名称

製品の品番(型番)

部屋名	部分	名称	内容(仕様)	数量	単価	金額	対象部分			住宅改修の種類	算出根拠
							数量	単価	金額		
浴室	壁	手すり	インテリアバー1タイプ (AA134EE6C)●●製	1本	12,200	12,200	1本	12,200	12,200	手すりの取り付け	定価 12,200円
		タイル張り替え		1式	55,000	55,000					対象外
廊下	壁	手すり	フリースタイル手すりセーフティータイプ (DDD22EE35)●●製	1.5m	3,100	4,650	1.5m	3,100	4,650	手すりの取り付け	定価 6,200円(2m)
		エンドブラケット	直付エンドスリムブラケット (FFF15GG35)●●製	2個	1,600	3,200	2個	1,600	3,200	手すりの取り付け	定価 1,600円
		受ブラケット	L付受ブラケット (HHH13J)●●製	1個	1,200	1,200	1個	1,200	1,200	手すりの取り付け	定価 1,200円
記入例はあくまでも一例であり、実際は様式によらず、個々の状況に応じて記載方法を変更してください。											
			諸経費			6,000			6,000		
			消費税(10%)			8,225			2,725		
			総合計			90,475			29,975		

※1 見積書の金額に介護保険対象外の工事が含まれている場合は、介護保険対象外工事内容も記載してください。
 介護保険対象工事については「対象部分」欄に書き抜いてください。

・請求書（市の様式）

第21号様式(第19条関係)

請 求 書

(宛先) 新居浜市長

次のとおり請求します。

金額はあけておいてください

金 額									円
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし、住宅改修費 に係る保険給付費として

福祉用具購入費

償還払い（上記以外）

高額介護（予防）サービス費（平成 年 月分）

日付はあけておいてください

令和 年 月 日

住所 新居浜市〇〇町△丁目△番△号
被保険者 氏名 新居浜 太郎

被保険者の自署

・領収書

受領委任払い

●介護保険対象外分を含まない場合（工事費 100,000 円、1 割負担）

領収書		令和 年 月 日
●● ●● 様	<u>¥ 10, 000</u>	自己負担額を記載してください。
但し、住宅改修費 100,000 円の利用者負担 1 割分として上記正に領収いたしました。		
必ず総工事費を記載してください。	(株) ○○工務店 代表者 △△ △△ 印	

●介護保険対象外分を含む場合（工事費 150,000 円、その内自費 12,500 円、1 割負担）

領収書		令和 年 月 日
●● ●● 様	<u>¥ 26, 250</u>	
但し、住宅改修費 150,000 円の利用者負担 1 割分として		
介護保険適用分 13,750 円		
介護保険適用外分 12,500 円	上記正に領収いたしました。	
(株) ○○工務店 代表者 △△ △△ 印		

償還払い

- 介護保険対象外分を含まない場合（工事費 100,000 円、1 割負担）

領収書

令和 年 月 日

●● ●● 様

¥ 100,000

但し、住宅改修費として
上記正に領収いたしました。

×リフォーム工事として

印紙 印

(株) ○○工務店
代表者 △△ △△ 印

5万円以上の場合、印紙を貼付してください。

- 介護保険対象外分を含む場合（工事費 300,000 円、その内自費 200,000 円、1 割負担）

領収書

令和 年 月 日

●● ●● 様

¥ 300,000

但し、住宅改修費として
上記正に領収いたしました。

(株) ○○工務店
代表者 △△ △△ 印

見積書で対象、対象外の確認がとれる場合は、対象外費用も含めた金額の領収書でかまいません。

新居浜市役所 介護福祉課 事業所指導係

☎ (0897) 65-1241

FAX (0897) 37-3844

E-mail kaigo@city.niihama.lg.jp

主な変更点や注意点について

●手すりの取付け

2階へ行くための手すりの取付け理由

→×換気のため、衣替えのため、認知症で2階へ上がろうとするため

●段差の解消

通行幅について

→単独歩行で1000mm、車いすで900mm程度を認めています。

●申請書について

→日付を記載してください。（申請者欄の日付は、市役所に書類を提出する日を記載し、委任状の日付は申請者欄の日付より前か同日を記載してください）

●理由書について

→屋外に洗濯物を干すためという理由の場合は、洗濯場がわかるよう理由書または平面図に記載してください。

→出入口（玄関、勝手口、掃き出し窓等）の改修の場合は、外出理由を記載してください。（庭の手入れや散歩は住宅改修の対象となりません）

●請求書について

→日付、金額は空欄としてください。また、訂正はできませんので、誤記した場合は新しいものに書き直してください。

●領収書について

→対象と対象外の金額がある場合、見積書の記載内容と整合性がとれるように発行してください。記載方法は以下の2パターンとなります。

①見積書を「全体（合算）」の金額で出している場合

→見積書で対象、対象外の確認がとれるため、全体の金額で発行して差し支えありません。（分かれていても可）

②見積書を対象のみの金額で出している場合

→領収書も対象分のみの金額で発行してください。

●写真について

→手すりの取り付けにおいて、段差の昇降や洗濯等を理由とする場合、これまでは段差や物干し竿が分かる写真を補足として求めていました。今後は、理由書や平面図で確認できる場合は、補足写真の添付を不要といたします。